



# 令和5年度 郡山市認可保育施設入所案内(5月～3月用)

郡山市保育課 郡山市朝日一丁目23番7号(郡山市役所西庁舎3階)

【電話】024-924-3541 【郡山市子育てサイト】郡山市ウェブサイト内(右記QRコード)



申し込みをされる方は**必ずこちらの案内で内容を確認し、手続き**をしてください。

## 1 認可保育施設について

児童が、①市内に住所を有する場合(入所前に市内に転入してくる方、原発特例法による避難住民の方を含む)、②保育の必要性の認定を受けた場合に、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業(地域枠)、事業所内保育事業(地域枠)の入所申込ができます。入所申込の手続きでは、保育の必要性の認定申請を併せて行っていただきます。

## 2 保育の必要性の認定について

児童の保護者が次のいずれかの事由に該当することが要件です。

就労 求職活動 妊娠・出産 保護者の疾病等 同居親族の介護・看護 就学 その他

☺ 注意 ☹ 「就労」については、1月あたりの就労時間が52時間未満の場合、就労とは認定されません。

## 3 保育施設入所対象者について

認可保育施設の入所対象者は、保育の必要性を認定された下記児童となります。

2号認定	満3歳以上の児童	3号認定	満3歳未満の児童
------	----------	------	----------

☺ 注意 ☹

心身に障がいがあると思われる場合や心身の発達に不安がある児童、低出生体重児、食物アレルギー、継続的な服薬が必要な児童など、受入体制を考慮する必要がありますので、申込時・面接時に必ずお申し出ください(集団保育が可能なことが必要です)。

## 4 保育施設の利用期間について

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります(下表参照)。

保育を必要とする事由	保育施設の利用期間
就労	雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで 働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は4か月目に実績確認 ※「就労」での認定は『月52時間以上』就労していることが要件です
求職活動	3か月間 ※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能
妊娠・出産	出産予定日の8週前の月初日から出産後8週後の月末まで【期間延長不可】
保護者の疾病・障がい	病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
就学	卒業(修了)予定日の月末まで

☺ 注意 ☹

次に該当した場合は、「退所」になります。

①「求職中」を理由として保育施設を利用する方が、**期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合**

②「妊娠・出産」を理由として入所が決まった場合、出産後2か月後の期間延長はできません。

③“1か月以上登所がない”、“月の半分以上登所がないことが続く長期欠席の場合”、“家庭保育可能と認定された場合”など

◆ 保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、速やかに変更手続書類をご提出ください。

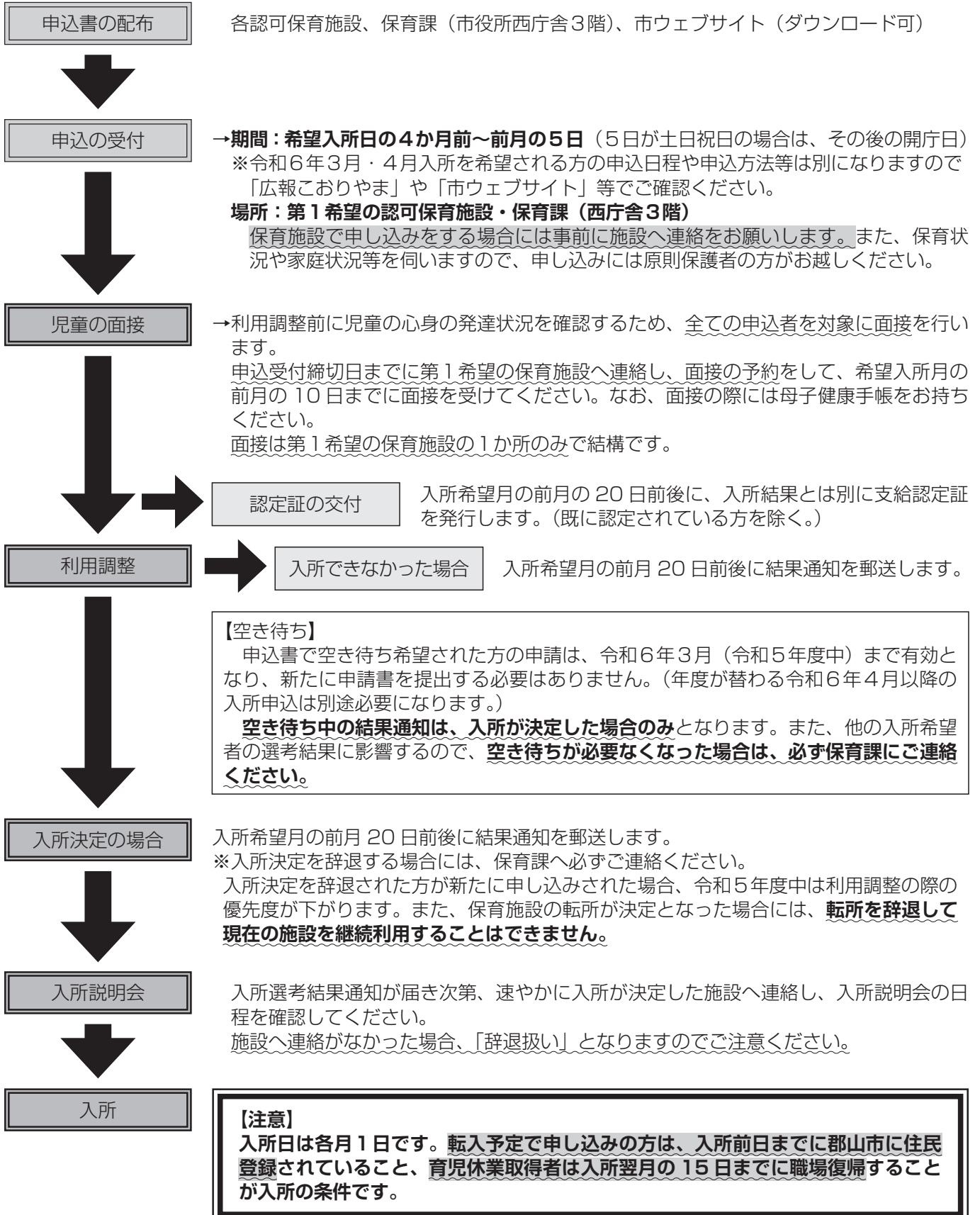
変更手続書類について、詳しくは**6 必要書類について**の一覧表をご覧ください。

## 5 入所申込～入所決定の流れについて

保育施設への入所は、「児童福祉法第 24 条第 3 項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第 6 条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

☺ 注意 ☹

- ・入所の決定は、申込受付順ではありません。
- ・利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により入所できない場合があります。
- ・申請内容に虚偽があった場合、入所決定後であっても退所になる場合があります。



## 6 必要書類について

申し込みには次の書類が必要です。提出された書類は返却できません。

**保育施設等利用申請書〔指定様式〕**

… 申込児童 1 人につき 1 枚 記入例を必ず確認してください。

**教育・保育給付認定申請書〔指定様式〕**

… 申込児童 1 人につき 1 枚 記入例を必ず確認し、裏面も忘れずに記入ください。

**入所申込に関する確認票**

**保育を必要とすることを証明するために必要な書類… 一覧表参照**

**※入所希望児童と同居している父・母・65歳未満の祖父母のものがが必要です。**

※世帯分離をしていても、住民票上住所の場合や同じ家屋に居住している場合は同居扱いとなります。

※令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に65歳になる祖父母（昭和33年4月～昭和34年3月生まれ）のものは不要です。

**※各種証明書、診断書等は証明年月日が入所希望日から4か月以内のものがが必要です。**

申し込みに必要な書類は、各認可保育施設、保育課に用意しております。また、市ウェブサイトからダウンロードもできます。  
(A4サイズで印刷してください。)



保育を必要とする理由		必要な書類	備 考
就 労	会社勤務 産休・育休中	就労証明書〔指定様式〕	育児休業明け入所希望をする場合、育児休業取得期間が記載された就労証明書が必要
	自営業 農業	① 就労証明書〔指定様式〕 + ② 確定申告書又は市県民税申告書の写し (開業して翌年の申告時期を過ぎていない場合は開業届又は営業許可証の写し)	自営業・農業に従事する方(就労証明書の「証明者」が「保護者自身」となる方)は、左記書類の提出が必要
求職活動		就労予定申立書〔指定様式〕	勤務内定後に就労証明書などの提出が必要となります。
妊娠・出産		出産(予定)児童の母子健康手帳の写し	表紙と出産(予定)日が確認できる部分の写し
保護者の疾病・障がい		「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書、又は障害手帳等の写し	申請書の障害者手帳等の有無で各種手帳の「所持あり」とした方、特別児童扶養手当受給の方は、手帳等の写しは不要(ただし市外で交付を受けている方は必要)障害基礎年金、要介護認定を受けている方は、それを証明する書類が必要
同居親族の看護・介護		看護・介護を受ける人の診断書、又は障害手帳等の写し	
就学など		在学を証明する書類	在学証明書、又は学生証と時間割の写し(カリキュラム、スケジュールの分かるもの)

**保育料の決定などに必要な書類** (以下の対象に当てはまる方のみ)

- ・ひとり親(父子・母子)世帯の方 ⇒ 児童が記載された戸籍謄本
- ・令和4年1月1日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和3年中の収入が分かる書類
- ・令和5年1月1日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和4年中の収入が分かる書類

☺ 注意 ☹

- ・提出書類に不足や不備がある場合は、入所選考上、優先度が低くなる場合があります。
- ・必要に応じて上記の書類以外に追加書類を提出していただく場合があります。
- ・申込書類提出時に、保護者の方のマイナンバー確認と本人確認を行いますので、マイナンバーの通知カード等のマイナンバー確認書類と免許証等の本人確認書類を併せてお持ちください。

## 7 申込内容の変更について

申し込み後又は空き待ち中の方で、申込書に記載した内容等に変更があった場合は、選考内容等に影響するため、必ず保育課へ電話で連絡（受付時間：平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分）のうえ、必要書類がある場合は提出してください。

- 例) ○希望保育施設の変更 ○就労先の決定・変更・就労時間の変更 ○育休期間の延長  
○認可外保育施設の利用開始など児童の保育状況の変更 ○申込（空き待ち）のキャンセル  
○市外転出する場合 ○世帯状況（婚姻、離婚、祖父母と同居・別居など）の変更 等

☺ 注意 ☹

申込締切日以降の転所希望のキャンセルは選考に反映できません。また、保育施設の転所が決定となった場合には、転所を辞退して現在の施設を継続利用することはできません。

## 8 保育施設の利用時間について

利用時間は保護者の就労等の状況に応じ、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

利用時間の区分		保育施設の利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもフルタイム就労	11 時間／日までの利用
保育短時間	保護者のいずれも、又は、いずれかがパートタイム就労	8 時間／日までの利用

※各施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。

※パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制などの場合は、保育標準時間を希望できます。

## 9 給食について

年齢（4月1日現在）	給食の種類	
0 歳児	離乳食	給食費は保育料に含まれます
1・2 歳児	給食	給食費は保育料に含まれます
3・4・5 歳児		給食費は <u>保育料とは別</u> に負担となります

☺ 注意 ☹

入所対象年齢が満 1 歳からの保育施設では、原則、育児用ミルクは準備できません。

## 10 保育料等について

- 保育料は、児童の年齢と父母（同居の祖父母等も含む場合もあります。）の住民税の所得割額により決定します。詳しくは保育料表チラシをご覧ください。
- 令和 5 年 4 月 1 日時点で 3 歳以上の児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料が無償になります。ただし、給食費や延長保育料等は実費負担となります。
- 認定こども園では、教育内容の充実等のため、保育料とは別に上乗せ徴収を実施する施設があります。
- 施設により教材費、制服代、アルバム代や保護者会費など、保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

## 11 認可保育施設の情報等について

- 各施設の詳細は市ウェブサイト又は「郡山市内認可保育施設一覧」をご確認ください。  
なお、新たに認可保育施設が増える場合は、市ウェブサイトに情報を掲載します。
- 見学を希望される場合は事前に施設に連絡のうえ、見学をしてください。
- クラス編成は各施設で決定します。
- 公立保育所のうち、桃見台保育所・針生保育所・鶴見坦保育所・御代田保育所は、令和 11 年度末（令和 12 年 3 月末）に廃止の予定です。



紙ヘリサイクル可